

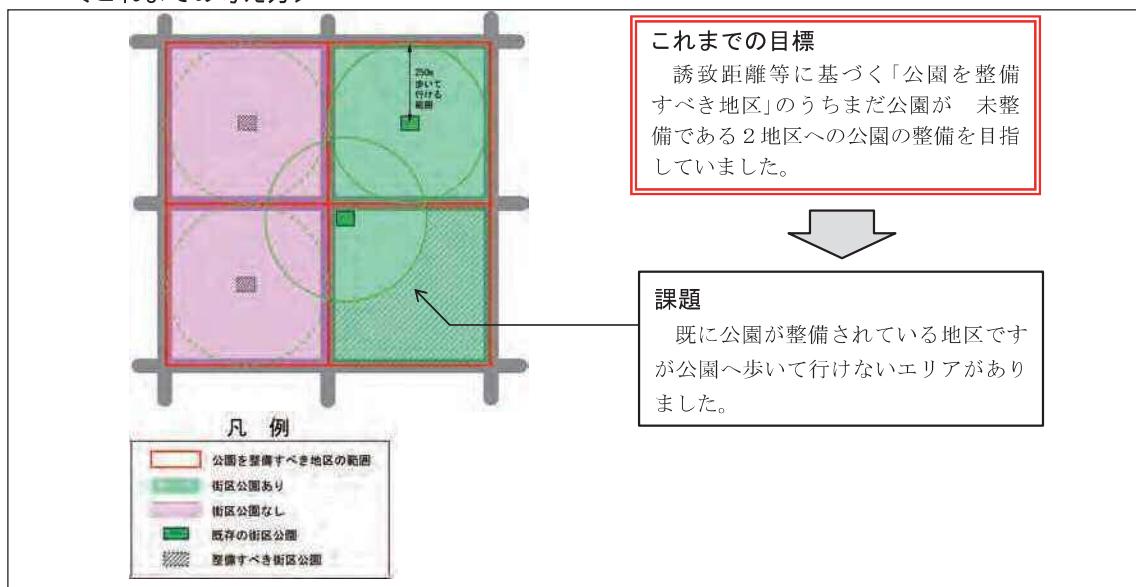
② 身近な公園の整備推進

□ 歩いて行ける身近な公園の整備推進

少子高齢社会に対応するため、子供やお年寄りでも歩いていける範囲に公園が確保されることは、生活空間にゆとりをもたらすだけでなく災害時においても、一時避難地としての機能を期待することができます。

こうしたことから、市民生活に関わりの深い街区公園については、「歩いて行ける身近な公園」として、誘致距離に基づく「公園を整備すべき地区（2006年度未設置地区5箇所）」への、公園の整備を優先的に進めるとともに、近隣の公園の設置状況を勘案しながら、借地公園制度等を活用するなど、小学校区を構成する町丁目の2/3に配置されるように努めます。

<これまでの考え方>



<これからの方々>

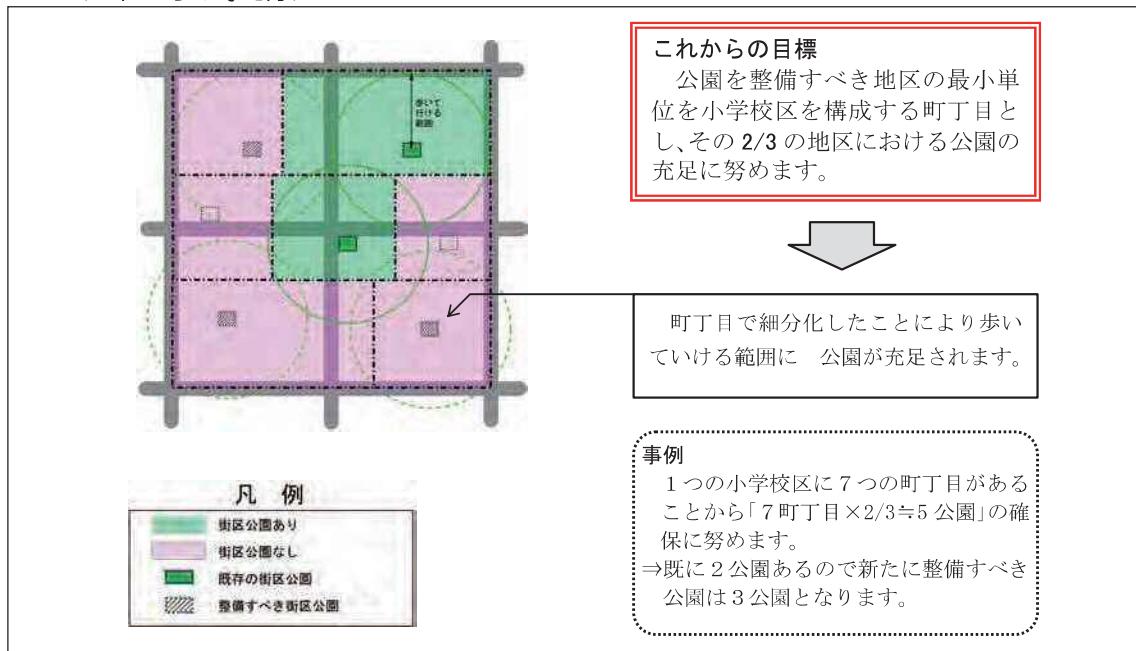


図 3-37 街区公園の配置計画の考え方（事例図）